

区分	対象																										
消防用設備等関係	消防法第 17 条の 3 の 2（消防用設備等又は特殊消防用設備等の検査（中間検査も含む））に規定するもののうち、下記に該当するもの																										
	<table><tr><td>対象</td><td>検査内容</td></tr><tr><td>消火器</td><td>増設、移設及び取替え</td></tr><tr><td>消防機関へ通報する 火災報知設備</td><td>ROM 交換</td></tr><tr><td>スプリンクラー設備</td><td>SP ヘッドの増設、移設及び取替え</td></tr><tr><td>パッケージ型消火設備</td><td>本体の増設、移設及び取替え</td></tr><tr><td>非常警報設備</td><td>構成機器の増設、移設及び取替え</td></tr><tr><td>非常放送設備</td><td>①スピーカの増設、移設及び取替え ②アンプの取替え</td></tr><tr><td>自動火災報知設備</td><td>①感知器、発信機等の増設、移設及び取替え ②受信機の取替え</td></tr><tr><td>屋内消火栓</td><td>構成機器の増設、移設及び取替え</td></tr><tr><td>誘導灯</td><td>増設、移設及び取替え</td></tr><tr><td>連結送水管</td><td>構成部品（ブースターポンプ除く）の増設、移設及び取替え</td></tr><tr><td>非常コンセント設備</td><td>コンセントの増設、移設及び取替え</td></tr><tr><td>避難器具</td><td>増設、移設及び取替え</td></tr></table>	対象	検査内容	消火器	増設、移設及び取替え	消防機関へ通報する 火災報知設備	ROM 交換	スプリンクラー設備	SP ヘッドの増設、移設及び取替え	パッケージ型消火設備	本体の増設、移設及び取替え	非常警報設備	構成機器の増設、移設及び取替え	非常放送設備	①スピーカの増設、移設及び取替え ②アンプの取替え	自動火災報知設備	①感知器、発信機等の増設、移設及び取替え ②受信機の取替え	屋内消火栓	構成機器の増設、移設及び取替え	誘導灯	増設、移設及び取替え	連結送水管	構成部品（ブースターポンプ除く）の増設、移設及び取替え	非常コンセント設備	コンセントの増設、移設及び取替え	避難器具	増設、移設及び取替え
	対象	検査内容																									
	消火器	増設、移設及び取替え																									
	消防機関へ通報する 火災報知設備	ROM 交換																									
	スプリンクラー設備	SP ヘッドの増設、移設及び取替え																									
	パッケージ型消火設備	本体の増設、移設及び取替え																									
	非常警報設備	構成機器の増設、移設及び取替え																									
	非常放送設備	①スピーカの増設、移設及び取替え ②アンプの取替え																									
	自動火災報知設備	①感知器、発信機等の増設、移設及び取替え ②受信機の取替え																									
	屋内消火栓	構成機器の増設、移設及び取替え																									
	誘導灯	増設、移設及び取替え																									
	連結送水管	構成部品（ブースターポンプ除く）の増設、移設及び取替え																									
	非常コンセント設備	コンセントの増設、移設及び取替え																									
	避難器具	増設、移設及び取替え																									
札幌市火災予防条例第 64 条第 2 項 （防火対象物の使用開始の届出等）																											
火気設備関係	札幌市火災予防条例第 66 条第 1 項 （火を使用する設備等の設置の届出）																										
危険物関係（※）	消防法第 11 条第 5 項 （製造所等の完成検査（中間検査も含む。）） ※設置許可に係る完成検査（中間検査も含む）を除く。 消防法第 11 条の 2 第 1 項 （製造所等の完成検査前検査）																										
	札幌市火災予防条例第 71 条第 1 項 （指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの届出）																										
	札幌市危険物規制規則第 11 条 （軽微な変更の届出）																										
ガス・火薬類関係	高圧ガス保安法第 20 条 （製造施設又は貯蔵所の完成検査） 高圧ガス保安法第 35 条 （特定施設の保安検査）																										
	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 37 条の 3（第 37 条の 4 第 4 項準用規定を含む。） （貯蔵施設、特定供給設備又は充てん設備の完成検査） 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 37 条の 6 （充てん設備の保安検査）																										

	火薬類取締法第 15 条 (火薬類製造施設又は火薬庫の完成検査)
消防法令適合通知 書関係	札幌市火災予防事務処理要綱第 57 条 (住宅宿泊事業法に基づく届出住宅及び旅館業法関係)
その他	上記に掲げるもののほか、申請者及び検査員の双方で協議し、オンライン検査 の実施が可能と判断したもの

※ 非防爆構造の携帯型電子機器を使用する場合は、事前に検査範囲を確認し、可燃性蒸気又は可燃性微粉の滞留するおそれのある場所に持ち込まないようにすること。